

企業や大学等において、職域単位でのオミクロン株対応ワクチンの追加接種について、職域接種を実施することになったことを踏まえ、大学拠点接種での追加接種（オミクロン株対応）実施に当たっての留意点等をお知らせします。

事務連絡
令和4年9月22日

各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

「大学拠点接種」での追加接種（オミクロン株対応）実施に
当たっての留意点等について（周知）

各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について適切に御対応いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下単に「ワクチン接種」という。）に御尽力をいただき、感謝申し上げます。

「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」（令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）において、従来ワクチンによる初回接種（1・2回目接種）及び追加接種（3回目接種）と同様、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でのオミクロン株対応ワクチンの追加接種（以下「職域追加接種（オミクロン株対応）」という。）を実施することとなりました。なお職域追加接種（オミクロン株対応）の対象は初回接種（1・2回目接種）又は追加接種（3回目接種）時に職域接種を実施した大学等のうち、実施を希望するものが対象となります。

文部科学省では、大学等が自大学等の教職員・学生等へのワクチン接種だけでなく、地域における教育関係者や学生等へのワクチン接種の拠点となる「大学拠点接種」に取り組むことを目指し、初回接種（1・2回目接種）及び追加接種（3

回目接種)においては多くの大学等に大学拠点接種を実施いただいたところです。

この度、厚生労働省からも別添1のとおり職域追加接種(オミクロン株対応)の内容等について示されたところですが、本内容等も踏まえ、大学拠点接種として職域追加接種(オミクロン株対応)を実施するに当たっての留意点等を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

1. 職域追加接種(オミクロン株対応)について

(1) 申請方法について

職域追加接種(オミクロン株対応)の申請については、厚生労働省から示された別添1を熟読の上申請を行ってください。なお、初回接種(1・2回目接種)においては、「教職員や学生等を中心に大学等が主体となって実施する新型コロナウイルスの職域接種の申請手順等について(周知)」(令和3年6月8日付け高等教育企画課事務連絡)に基づき、厚生労働省の専用WEB入力フォームに入力する前に、文部科学省の「大学等ワクチン接種加速化検討チーム」(以下「当チーム」という。)に御相談いただくこととしておりましたが、職域追加接種(オミクロン株対応)の申請に当たっては、追加接種(3回目接種)と同様に、当チームへの相談は不要です。職域追加接種(オミクロン株対応)については、別添1に従い、実施の申込みを行ってください。

(2) 文部科学省への問合せについて

職域追加接種(オミクロン株対応)の実施に当たっても、文部科学省において当チームを継続して設置いたします。文部科学省から発信する情報等で御不明な点等がございましたら、本事務連絡に記載の担当者連絡先まで御連絡ください。

2. 大学等への支援策

(1) 「大学拠点接種」を実施する大学等への支援策について

別添1に示されているとおり、職域追加接種(オミクロン株対応)の実施に当たっても、追加接種(3回目接種)時と同様の財政支援策を継続することとされております。

このため、職域追加接種(オミクロン株対応)において財政支援を希望する

場合は、当該職域追加接種（オミクロン株対応）の実績に基づき改めて文部科学省に地域貢献認定の申請を行い、地域貢献の認定を受ける必要があります。職域追加接種における地域貢献の認定に関する申請時期は令和4年11月以降を予定していますが、具体的な時期や方法等については、改めて文部科学省から周知を行います。

（2）都道府県の大規模接種会場等における大学等单位での団体接種の実施に係る支援策について

文部科学省において、昨年より「大学・専門学校等の学生への新型コロナワクチン接種促進事業」を実施してきました。職域追加接種（オミクロン株対応）における当該事業に関する情報については、追って文部科学省から周知を行います。

（別添1）

- オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について
（令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）
（本体）<https://www.mhlw.go.jp/content/000991717.pdf>
（参考資料）<https://www.mhlw.go.jp/content/000991718.pdf>

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111（代表）
E-mail：daigaku-vaccine@mext.go.jp

<全般について>

大学等ワクチン接種加速化検討チーム企画調整班
（内線：3341）

<個別相談について>

大学等ワクチン接種加速化検討チーム 大学班
国立大学担当（国立大学法人支援課）
（内線：（1係）3757、（2係）3766、（3係）3765、（4係）3344）

公立大学担当（大学振興課公立大学係）
（内線：3370、2418）

私立大学担当（私学部）
（内線：2527）

高等専門学校担当（専門教育課）
（内線：3347）

事務連絡
令和4年9月20日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

9月14日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、新型コロナウイルスのオリジナル株（武漢株）とオミクロン株に対応した2価ワクチン（以下「オミクロン株対応ワクチン」という。）を使用した追加接種（以下「オミクロン株対応ワクチン接種」という。）を予防接種法上の特例臨時接種に位置づけることが了承され、また、その接種対象者等についても方針が取りまとめられました。

これを受けて、必要な法令改正等を行い、本日よりオミクロン株対応ワクチン接種の実施が可能となったところです。

従来ワクチンによる初回接種及び追加接種（3回目接種）と同様、地域における負担の軽減を図りつつ、オミクロン株対応ワクチン接種を促進するため、職域（学校等を含む）単位でのオミクロン株対応ワクチン接種（以下「職域追加接種（オミクロン株対応）」という。）を実施することとしました（10月24日週ワクチン配送開始予定）。

については、職域追加接種（オミクロン株対応）の内容等について、下記及び別添の参考資料のとおりとするので、貴職におかれましても御了知の上、貴管内の関係機関等に周知を図っていただくようお願いいたします。なお、実施に向けての更なる詳細な手続き・運用方法等の内容については、今後、順次お示ししていく予定であることを申し添えます。

記

1. 基本的な考え方

オミクロン株対応ワクチン接種に関する地域の負担軽減を図るため、企業や大学等（以下「企業等」という。）において、職域追加接種（オミクロン株対応）の実施を可能とする。なお、職域追加接種（オミクロン株対応）の実施・運用方法等は、一部の手続き等を除き、基本的にはこれまでの職域接種と同様とする。

2. 使用するワクチン

モデルナ社のオリジナル株とオミクロン株（BA. 1）の2価ワクチン（以下「2価ワクチン」という。）を使用することとする。

3. 接種対象者

初回接種を完了した18歳以上の者であって、最終の接種から5か月以上経過したものを対象とする。

なお、分科会においては、今後、海外の科学的知見等を踏まえて、接種間隔を短縮する方向で検討し、10月下旬までに結論を得る予定である。

4. 実施・運用方法等

（1）実施要件

職域追加接種（オミクロン株対応）を実施する企業等においては、基本的にこれまでの職域接種と同様、以下の条件を満たすこととする。

- ・ 初回接種又は3回目接種時に職域接種を実施した企業等であること。なお、自治体によるオミクロン株対応ワクチン接種の体制確保に影響を与えないよう、接種に必要な会場や医療従事者等は、企業等が自ら確保すること。
- ・ 実施の効率性の観点から、1つの接種会場で500人以上への接種を行うことを想定していること。

なお、想定接種人数が500人に満たない場合には、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室に相談することとする。

（2）実施形態

これまでの職域接種と同様、企業等単独での実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、企業が下請け企業など取引先も対象に含めて実施すること、大学等が学生も対象に含めて実施することなども可能とする。

また、接種会場（接種実施医療機関）の類型は、以下のとおりとする。

- ・ 企業等内の既存の診療所を活用して実施（パターン1）
- ・ 外部の医療機関が企業等内の会議室などに出張して実施（パターン2）
- ・ 企業等が指定した外部医療機関に接種対象者が出向いて実施（パターン3）

（3）実施の申込み方法

3回目の職域追加接種では、V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）上で、初回接種時に登録した基本情報（企業等・会場・医療機関等の情報）の確認・更新を行うことにより、実施の申込みを行うこととしていたところ、職域追加接種（オミクロン株対応）においては、早期の接種開始が可能となるよう、V-SYSの全面的な改修完了を待たず、実施申込みの受付を開始することとした。このため、初回の2価ワクチン配送希望時期及びこれまでの職域接種の実施状況により、下記のとおり、取扱いが異なることに

留意すること。また、いずれの場合でも、申込み受付開始は9月21日（水）とする。

なお、下記（4）における接種計画の登録に係る取扱いについては、上記によらず同様の取扱いとする。

		初回のワクチン配送希望時期	
		10/24週～11/7週を希望	11/21週以降を希望
実施 状況	3回目接種 を実施	WEBCAS上で実施申込みを行う（※1）。WEBCAS上で企業名称等の必要項目を入力の上、登録すること（※2）。	10月12日（水）稼働予定のV-SYS上で実施申込みを行う（※3）。
	初回接種 のみを実施	V-SYSにログインし、当該システム上で新規申込みを実施すること（初回接種の際と会場所在地、提携医療機関、口座番号のいずれも変わらない場合であっても新規の申込みとなること）。	

※1 URL：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202208_01_shokuiki

※2 3回目接種の際と会場所在地、提携医療機関、振込口座のいずれかに変更が生じる場合は、本申込み後にWEBCAS申込みの確認完了に係るメールが届いた後、V-SYS上で新規申込み・新規ID発行等を行う必要がある。

※3 3回目接種の際と会場所在地、提携医療機関、振込口座のいずれかに変更が生じる場合は、新規ID発行等が必要であること。

なお、初回接種のみを実施した企業等（職域追加接種（3回目接種）を実施していない企業等）においては、新規IDを発行することとする。

また、職域追加接種（3回目接種）を実施している会場においては、当該接種に係る完了登録（※）を行った上で、職域追加接種（オミクロン株対応）の実施申込みを行うこととする（3回目接種で貸与した冷凍庫は国が回収し、職域追加接種（オミクロン株対応）の実施に当たって新たに貸与。）。

※「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の廃棄報告及び完了登録等の取扱いについて（協力依頼）」（令和4年3月9日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000911088.pdf>

（4）2価ワクチンの供給

（3）を踏まえて実施の申込みを行った企業等は、厚生労働省による申込み内容確認等の後に、9月28日（水）から稼働予定のV-SYS上の入力画面にて、接種計画（2週間ごとの接種予定人数と実施時期）を登録することとする。なお、各配送クールにおける接種計画登録／変更の切りは厳守すること。

接種計画の作成に当たっては、あらかじめ対象者の接種の意向を事前に確認すること等により、必要量に応じた精緻な接種計画を作成することとする。

厚生労働省において、提出された接種計画等を踏まえて、配送クールごとの2価ワクチン供給量（職域追加接種会場ごとのワクチン分配量）を決定する。

<当面の実施申込み・接種計画登録〳切> ※詳細は参考資料 P12

○第1クール（10月24日週2価ワクチン配送

9月27日（火） 実施申込み〳切

10月4日（火）※15:00厳守 冷凍庫貸与を希望する場合の接種計画登録〳切
（冷凍庫貸与を希望しない場合は10月11日（火）〳切）

○第2クール（10月31日週2価ワクチン配送）

10月4日（火） 実施申込み〳切

10月11日（火）※15:00厳守 冷凍庫貸与を希望する場合の接種計画登録〳切
（冷凍庫貸与を希望しない場合は10月18日（火）〳切）

○第3クール（11月7日週2価ワクチン配送）

10月11日（火） 実施申込み〳切

10月18日（火）※15:00厳守 冷凍庫貸与を希望する場合の接種計画登録〳切
（冷凍庫貸与を希望しない場合は10月25日（火）〳切）

以降、2週間ごとのクールを設定。

（5）接種券

職域追加接種（オミクロン株対応）の実施時には、接種券の持参を原則とするが、接種券発行の手続きが間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合等については、接種券の持参がなくとも接種を可能とする。この場合の取扱いについては、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）によることとする。

5. 接種費用

初回接種や職域追加接種（3回目接種）と同様、職域追加接種（オミクロン株対応）も予防接種法に基づく予防接種として行われるものであり、接種にかかる費用は、同法に基づき支給される。また、財政支援策については、引き続き継続することとする。

6. ワクチンの取扱い

（1）やむを得ず余剰が生じたワクチンの回収

職域追加接種（3回目接種）では、使い切れない量のワクチンの発注や必要以上の納入時期の前倒しによるワクチンの需給バランスの乱れを回避する観点から、接種完了時に生じた余剰ワクチンを回収しないこととした。このため、職域追加接種（オミ

クロン株対応)においても同様に、接種完了時に生じた余剰ワクチンは回収しないこととする。

4.(4)に記載の必要量に応じた精緻な接種計画の作成・更新を徹底するとともに、企業等は、2価ワクチンの余剰が生じないように、配送された2価ワクチンは引き続き活用しきるよう努めること。

(2) 廃棄ワクチンの公表

これまでの職域接種と同様、2価ワクチンの廃棄が生じた場合には、V-SYSに入力するとともに、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室に所定様式にて報告を求めるとする。また、その事実を広く情報提供し、廃棄事案の再発を抑止し、円滑な接種を進めることを目的として、当該報告に基づき、2価ワクチンの廃棄を行った企業名、廃棄量、廃棄の経緯・要因及び再発防止策等の概要について、厚生労働省ホームページに原則公表することとする。

配送された2価ワクチンについて、やむを得ない事情により活用しきれず、有効期限等により廃棄することとなった2価ワクチンが生じた場合にも、厚生労働省に必要事項の報告を求め、令和3年7月21日付け健発0721第6号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における職域接種のワクチン廃棄に関する公表について」により、原則公表することとする。

7. 職域追加接種(オミクロン株対応)問い合わせ窓口

職域追加接種(オミクロン株対応)に関する問い合わせ窓口は下記のとおりとする。

職域接種コールセンター：03-6812-7814(月)～(金)9:00～17:00

※祝日を除く。

E-mailによる相談：tsuikasyokuiki@mhlw.go.jp